

# 転換社債型新株予約権付社債に係る上場制度の見直しに伴う「業務規程」等の一部改正について

平成16年12月28日

株式会社名古屋証券取引所

## 1. 改正趣旨

転換社債型新株予約権付社債について、上場会社の発行ニーズに合致した利便性の高い市場を提供するとともに、国内における発行・上場の活発化を通じて投資者の投資機会の増加を図る観点から、消化件数等に係る上場審査基準を撤廃するほか、上場可能な額面金額を多様化するなどの見直しを行うものです。

改正の概要は下記のとおりです。

## 2. 改正概要

(備 考)

### (1) 上場審査基準

#### 消化件数等

上場申請銘柄の発行者が指定した者以外の者による消化額が発行額面総額の50%以上かつ消化件数が1,000件以上としている基準を撤廃します。

・新株予約権付社債券等  
特例第3条第1項第2号b

#### 額面金額

本券の額面金額が200万円、300万円、400万円又は500万円の銘柄についても上場できることとします。

・新株予約権付社債券等  
特例取扱い2(2)a

#### 新株予約権の行使の条件

「新株予約権の行使の条件が適当でないと認められるものでないこと」を求める基準を新設し、転換価額の修正に関して次のa～cに掲げる事項が定められている銘柄等は上場対象としないこととします。

・新株予約権付社債券等  
特例第3条第1項第2号b等

a 修正前の転換価額の適用開始日から修正後の転換価額の適用開始日までの期間が概ね6か月に満たないこと

b 一の転換価額の修正に係る株価参照日の合計日数が5日に満たないこと

c 修正後の転換価額を、株価参照日における株価の終値の平均値を下回る値段とすること(修正後転換価額を、修正前の転換価額を上回る値段とする場合を除く)

(2) 上場廃止基準

最近1年間の月平均売買高が額面100万円未満の場合に上場廃止とする基準を撤廃します。

(3) 売買制度

幹事証券会社である取引参加者は、当取引所の市場における転換社債型新株予約権付社債券の円滑な流通の確保に努めるものとします。

・新株予約権付社債券等  
特例第4条第2項第3号

・業務規程第68条

3. 施行日

平成17年1月1日から施行する。

以 上